

廃対第199号  
令和3年6月11日

岐阜県行政書士会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

岐阜県における産業廃棄物の処理施設の更新手続について

令和3年4月5日付け環境省通知「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」については、令和3年6月11日付け廃対第198号「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について」でお知らせしたところですが、当該通知の内容を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する産業廃棄物処理施設の更新手続については、別紙のとおりとしました。

また、本県では、法に基づく手続きのほか、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例及び岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱により、産業廃棄物の処理施設の設置等に必要の手続きを定めていますが、これらで規定する産業廃棄物の処理施設の更新手続についても、別紙のとおりとしましたので、御承知いただくとともに、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神 谷	担 当	三 好
T E L	058-272-8217		
F A X	058-278-2607		

他法令規制確認票

申請・届出者名 ( )

法 令 等	規制・適用等の有無	規制等の内容	手続きの進行状況	規制の確認、手続きの指導等を受けた官公庁等の名称
岐阜県土地開発事業の調整に関する規則	有 無			
市町村の土地開発等に関する条例・要綱等	有 無			
国土利用計画法	有 無			
農地法	有 無			
農業振興地域の整備に関する法律	有 無			
河川法	有 無			
砂防法	有 無			
地滑り防止法	有 無			
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	有 無			
自然公園法	有 無			
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	有 無			
岐阜県自然環境保全条例	有 無			
文化財保護法	有 無			
岐阜県文化財保護条例	有 無			

申請者名 ( )

法 令 等	規制・適用等の有無	規制等の内容	手続きの進行状況	規制の確認、手続きの指導等を受けた官公庁等の名称
森林法	有 無			
都市計画法	有 無			
都市緑地保全法	有 無			
建築基準法	有 無			
岐阜県風致地区条例	有 無			
岐阜県環境影響評価条例	有 無			
騒音規制法	有 無			
振動規制法	有 無			
岐阜県公害防止条例	有 無			
大気汚染防止法	有 無			
水質汚濁防止法	有 無			
消防法	有 無			
市町村火災予防条例	有 無			
その他 (法令名: )	有 無			

注1 : 「手続きの進行状況」は、許可済、申請中、届出済等の対応状況を記載してください。併せて、そのことがわかる書類の写しを添付してください。

(別紙)

## 岐阜県における産業廃棄物の処理施設の更新手続について

### 岐阜県環境生活部廃棄物対策課

令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第210451号「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について」（以下「更新取扱通知」という。）により、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設（以下「法許可施設」という。）の更新及び交換に関する取扱いが示されました。

また、岐阜県においては、法許可施設以外の産業廃棄物の処理施設として、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例に基づく小規模産業廃棄物処理施設及び岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づく再生活用施設がありますが、これらの施設についても同様に取扱うこととしました。

については、産業廃棄物の処理施設の更新にあたり、下記にご留意のうえ、事前に所管する岐阜地域環境室又は県事務所環境課までご相談を頂くようお願いします。

#### 【留意事項】

##### 1 施設更新に関する基本事項

更新取扱通知第一において、「施設を廃止し撤去した場合においても、当該設置許可等までもが廃止されたものとは解されない」と記載されているとおり、更新後の施設については、更新前に受けた設置許可等に基づき新たな施設を設置することとなります。

したがって、更新後の施設については、設置許可を受けた（届出を行った）とおり設置を行う必要があり、更新後において更新前と同一ではない施設を設置する（何らかを変更する）場合には、当該変更に係る手続が必要となります（更新取扱通知第四参照）。

変更内容によっては、変更許可等の手続きが必要となるほか、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（手続条例）に基づく手続きが必要となる場合がありますので、特に同一ではない施設に更新を行う場合には、事前相談を行っていただくとともに、相談期間を含め計画的に実施いただくようお願いします。

なお、廃棄物処理法第15条の2の6第3項（第9条第3項準用）及び指導要

綱第12条第4項において、施設を廃止した場合には遅滞なく（速やかに）廃止届出を行わなければならないこととされており、具体的な更新の計画等がなく施設を廃止した場合には、廃止届出を行う必要があります。

また、他法令の規制を受ける場合がありますので、必ず事前確認を行ってください。

## 2 指導要綱に基づく手続きについて

### (1) 着工届出について

指導要綱第9条第1項において、設置等工事着工届出書を提出した後に工事に着手することとしておりますが、処理施設の更新等に当たっても、当該着工届出書の提出が必要となります。

なお、当該届出書には「他法令等の規制が解除されたことを証する書類の写し」を添付することとしていますが、施設の更新手続きにおいては、県において他法令の規制状況の確認・教示を行いません（行う機会がありません）ので、事業者自らが別添「他法令規制確認票」により、他法令の規制状況を確認いただき、着工届出書等と併せて当該確認票による確認結果を提出してください。

### (2) 使用前検査について

更新取扱通知第二において、法許可施設の更新に当たっては、廃棄物処理法第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、申請書に記載された設置計画に適合すると認められた後でなければ、当該施設を使用することは出来ないこととされています。

同様に、小規模産業廃棄物処理施設及び再生活用施設についても、指導要綱第9条第5項に基づき使用前検査を受け、同条第6項に規定する使用前検査適合通知書の交付を受ける必要があります。